

第 2 9 号議案

中野区教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和 7 年（2 0 2 5 年）5 月 2 3 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田代 雅規

（提案理由）

刑法の改正（2 0 2 5 年 6 月施行）において懲役と禁錮が拘禁刑に一本化されることに伴い、規則第 4 条欠格条項について、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるため、本規則の改正を行う必要がある。

中野区教育委員会規則第 9 号

中野区教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

中野区教育委員会表彰規則（昭和 53 年中野区教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「一に」を「いずれかに」に、「第 3 条第 1 項第 1 号に定める」を「第 2 条第 1 項第 1 号に規定する」に改め、同条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定（「一に」を「いずれかに」に、「第 3 条第 1 項第 1 号に定める」を「第 2 条第 1 項第 1 号に規定する」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

中野区教育委員会表彰規則新旧対照表

改正案	現行
第1条～第3条 （略） （欠格条項） 第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、<u>第2条第1項第1号に規定する表彰状の授与を行わない。</u> (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられている者 (2) （略） 第5条 （略） 附 則 （略） <u>附 則</u> <u>この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定（「一に」を「いずれかに」に、「第3条第1項第1号に定める」を「第2条第1項第1号に規定する」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。</u>	第1条～第3条 （略） （欠格条項） 第4条 委員会は、次の各号の<u>一</u>に該当する者については、<u>第3条第1項第1号に定める表彰状の授与を行わない。</u> (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられている者 (2) （略） 第5条 （略） 附 則 （略）